

参 考

加盟団体会長 各位

(公財)足立区体育協会
会長 渡邊 義和

緊急事態宣言期間中の新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

平素より、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、1月7日に政府により1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されました。

足立区では、最近は新規感染者数が23区で最多になる日もあり、感染拡大に歯止めがかからない大変深刻な状況が続いています。

これを受け、区では、新型コロナウイルス感染拡大に伴うスポーツ施設の貸出について【令和3年1月12日更新】をホームページに公開し、

- ・緊急事態宣言発出に伴うスポーツ施設の利用制限等について
 - ・イベント開催の再考と開催後の会食等禁止の要請について
- 施設利用者に対応を要請しています。

※ 詳細は、<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/kashidashi.html>をご覧ください。

また、区から当協会にあて別紙のとおり、「イベント開催の再考と開催後の会食等の禁止の要請」が発出されました。

ついては、これを踏まえ、加盟団体の皆様に、緊急事態宣言期間中、下記のと通りの対応を強く要請いたします。

記

- 1 施設の利用は原則午後8時までとすること
(既に予約済の団体には、午後8時までの利用とするよう要請します。)
- 2 会議室の利用は定員の1/2までの人数とすること
- 3 イベント開催に際しては、延期やオンライン開催、規模の縮小などを検討すること
- 4 イベントを開催する場合、改めて新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すること
- 5 イベント前後の会食等は個人的なグループによるものを含めて禁止すること

なお、小・中学生については、2足体協発第443号で依頼したとおり、原則として、緊急事態宣言期間中、下記の①と②の対応を強く要請します。

- ① 加盟団体が主催する事業(当協会後援事業を含みます)において、小・中学生の参加自粛
- ② 各加盟団体の所属団体における小・中学生の活動自粛

【問い合わせ】

足立区体育協会事務局 電話03-3880-5916